

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年11月14日

世田谷区

1. 業務の概要

- (1) 件名：烏山弁天池保全方針検討業務委託（その1）
- (2) 業務内容：烏山弁天池の水文状況および宙水環境面の広がりを把握し、池水環境の改善手法の検討し、保全方針（案）の作成を行うものである。
- (3) 委託箇所：北烏山四丁目30番
烏山弁天池特別緑地保全地区（約0.36ha）
- (4) 履行期間：平成31年1月中旬から平成31年3月下旬まで（予定）
各年度の予算が議決され、予算が配当されることを条件として、平成31年度（2019年度）及び平成32年度（2020年度）に関連業務を予定している。委託契約は年度ごとに行い、6（2）の記載のとおり前年度の履行内容が良好と認められること等を条件として契約を行う。）

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業とする。

- (1) 本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。
世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「土木・水系関係調査業務（取扱品目：地質・地盤調査）」または「土木・水系関係調査業務（取扱品目：水文調査）」のいずれか1つ以上に登録があること。
応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (2) 参加における制限
応募者からの応募は1点のみとする。
応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者となることはできない。
応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

上記 ~ の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

(3) 業務実績

応募に必要な業務実績について

過去に国または地方公共団体が発注する以下の類似業務に携わった実績を有すること。

「類似業務」： ~ 全ての業務を履行した実績を有すること。(同一業務として行っているか、個別業務として行っているかについては問わない。)

水文調査について元請けとして実績を有すること。

地下水環境の保全方針の検討若しくは、地下水環境を有する公共施設等において基本構想又は基本計画等について元請けとして実績を有すること。

地下水環境や公園等の公共施設等における方針、計画検討において、ワークショップ等を行いながら、関係者や地域住民とともに合意形成を行い、方針や計画等について、元請として取りまとめた実績を有すること。

(4) 参加資格要件

主任技術者において、技術士(応用理学部門 地質)又は RCCM(地質)を保有する者を配置するものとする。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、参加表明時には提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。一次審査において、二次審査提案書の提出予定者を上位3者程度決定し、招請通知を行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置し、下記の項目等について審査を行う。

(1) 一次審査

業務の取組体制

企業の業務実績、予定技術者の経験、能力、実績等を踏まえた取り組み体制を評価する。

業務実施方針

目的、本計画の背景をふまえ、条件、内容、業務の取組体制、進め方、配慮事項すべき事項について、着眼点や理解度の高さについて評価する。

(2) 二次審査

業務実施方針

目的、本計画の背景をふまえ、条件、内容、業務の取組体制、進め方、配慮すべき事項について、着眼点や理解度の高さについて評価する。

宙水環境の把握手法の提案

烏山弁天池の現況と課題を踏まえ、宙水環境把握のための手法の的確性、独自性を評価する。

保全方針(案)の検討にあたり、想定される宙水環境の改善手法と住民との合意形成手法の提案

想定される調査結果や課題等を踏まえ、想定される宙水環境の改善方法及び保全方針(案)の検討すべき事項についての的確に捉えているか。想定される調査結果や課題等を踏まえ、宙水環境の改善手法の検討及び保全方針(案)を検討するにあたり適切な内容、工程となっているか評価する。

工程計画

調査や分析、調整等の業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性について評価する。

見積の妥当性

見積金額の妥当性と作業量及び業務内容の配分が適切かについて評価する。

ヒアリング内容

技術力、取り組み意欲、コミュニケーション能力等を評価する。

5. 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区 みどり33推進担当部みどり政策課みどり保全・創出担当

住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 (城山分庁舎1階)

電話 03(5432)2536

E-mail SEA02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) スケジュール(予定)

手続き開始の公告 平成30年11月14日(水)

説明書の交付期間 平成30年11月14日(水)～11月30日(金)

参加表明及び一次審査に関する質問受付期間

平成30年11月14日(水)～11月20日(火)

参加表明及び一次審査に関する質問回答書送付及び区ホームページ掲載日

平成30年11月22日(木)

参加表明書及び一次審査書類の提出期間

平成30年11月28日(水)～平成30年12月3日(月)

一次審査

平成30年12月7日(金)

(審査会審査)

一次審査結果の通知 平成30年12月10日(月)

二次審査に関する質問受付期間

平成30年12月10日(月)～12月14日(金)

二次審査に関する質問回答書送付及び区ホームページ掲載日

平成30年12月19日(水)

提案書(二次審査)の提出期間

平成30年12月19日(水)～12月27日(木)

ヒアリング審査

平成31年1月17日(木)

(審査会審査)

二次審査結果の通知 平成31年1月中旬

契約予定時期

平成31年1月中旬

(3) 説明書の交付

交付期間

平成30年11月14日(水)～11月30日(金)

(窓口での交付は土日祝日を除く9時から17時まで)

場所

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)窓口及び世田谷区ホームページ。

HP <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/126/418/409/d00162822.html>

世田谷区トップページ [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり](#)・交通

[みどり・環境](#) [みどりに関する事業、イベント等](#) [みどりに関する事業等](#)

烏山弁天池保全方針検討の事業者募集について

交付方法

上記窓口にて希望者に無償で交付する。また世田谷区ホームページに掲載する。

(4) 参加表明の提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成30年11月28日(水)9時から～平成30年12月3日(月)17時まで(厳守)

提出先

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)

【持参の場合】住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

【郵送の場合】住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

提出方法及び部数

直接持参または郵送とする。郵送する場合は「特定記録郵便」又は「書留郵便」にて到着日時を指定し、受付期限までに送付物の到着を開庁日に電話で確認すること。なお、受付時間は郵送、持参どちらも開庁日の9時から17時までとする。

(5) 提案書(一次審査書類)の提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成30年11月28日(水)9時から平成30年12月3日(月)17時まで(厳守)

提出先

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)

【持参の場合】住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

【郵送の場合】住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

提出方法及び部数

直接持参または郵送とする。郵送する場合は「特定記録郵便」又は「書留郵便」にて到着日時を指定し、受付期限までに送付物の到着を開庁日に電話で確認すること。なお、受付時間は郵送、持参どちらも開庁日の9時から17時までとする。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。第一候補者が辞退した場合は、次点の候補者と契約にむけた協議を行うこととなる。
- ・二次審査への招請通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- ・予定配置技術者は原則として、変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむ終えない理由により変更を余儀なくされた場合には同等以上の技術者を配置し、発注者の了解を得なければならない。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

平成31年度 烏山弁天池保全方針検討業務委託(その2)

平成32年度 烏山弁天池保全方針検討業務委託(その3)

ただし、1.(4)記載の条件等による。

・再委託について

業務の全部又は主要な部分もしくは、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託してはならない。

(3)参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4)記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

(5)提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6)参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7)その他詳細は5.(3)の説明書による。

7.担当部署

みどり33推進担当部みどり政策課

野澤・岩崎・津田(電話03-5432-2536)